二八〇四・一〇―二八〇五・四〇
二八〇六・一〇―二八〇六・二〇
二八〇九・一〇―二八〇九・二〇
二八・一〇
二八一一・一一―二八一四・二〇
二八一五・一一
二八一五・一二
二八一五・二〇―二八一五・三〇
二八一六・一〇―二八一六・四〇
二八・一七
二八一八・一〇―二八二一・二〇
二八・二二―二八・二三
二八二四・一〇
二八二四・九〇―二八二五・四〇
二八二五・五〇
二八二五・六〇―二八二五・九〇
二八二六・一二―二八三七・二〇

変更又は、第二八〇四・一〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇四・一〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇六・一〇号若しくは第二八〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、第二八〇九・一〇号若しくは第二八〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇六・一〇号又は第二八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・〇七項の産品への他の類の材料からの変更

第二八・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・一〇項の産品への他の類の材料からの変更

第二八一一・一一号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一一・一一号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八一五・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一五・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八一五・一二号の産品への他の類の材料からの変更

第二八一五・二〇号若しくは第二八一五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一五・二〇号又は第二八一五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八一六・一〇号若しくは第二八一六・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一六・一〇号又は第二八一六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八一八・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一八・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・二二項若しくは第二八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・二二項又は第二八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八二四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二八二四・九〇号から第二八二五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八二四・九〇号から第二八二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八二五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二八二五・六〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八二五・六〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八二六・一二号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八二六・一二号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八・三九
二八四〇・一一―二八四六・九〇
二八・四七―二八・四八
二八四九・一〇―二八四九・九〇
二八・五〇―二八・五三

第二八・三九項の産品への他の類の材料からの変更

第二八四〇・一一号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八四〇・一一号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・四七項若しくは第二八・四八項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・四七項又は第二八・四八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・五〇項から第二八・五三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・五〇項から第二八・五三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九類　有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇三・六九
二九・〇四
二九〇五・一一―二九〇五・四二
二九〇五・四三―二九〇五・四四
二九〇五・四五―二九〇五・五九
二九〇六・一一
二九〇六・一二―二九一二・六〇
二九・一三
二九一四・一一―二九一四・一九
二九一四・二一
二九一四・二二―二九一八・一三
二九一八・一四―二九一八・一五
二九一八・一六―二九二二・四一
二九二二・四二

第二九〇一・一〇号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第二九〇五・一一号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇五・一一号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九〇五・四三号又は第二九〇五・四四号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第二九〇五・四三号又は第二九〇五・四四号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。）

第二九〇六・一二号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・一三項の産品への他の号の材料からの変更又は、第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九一四・二一号の産品への他の項の材料からの変更

第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更

第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更